

くらしの窓 すぎなみ 臨時 185号 ^{令和2年 2月} 発行·杉並区立 消費者センター 25 03-3398-3141

サイドビジネス商法

「自宅のパソコンで楽に副収入が得られる」など、あたかも簡単にお金を稼げるような勧誘をし、高額な教材を売りつけたり講習会と称して受講料を支払わせたりする商法です。 「仕事をすれば支払い分は簡単に稼げる」などと言われますが、始めてみても、ほとんど収入は得られず、支払いだけが残ってしまいます。



〇仕事を紹介するために必要だと言って、事業者から費用を要求される場合があります。「簡単に」「楽して」もうかる話はありません。契約の内容をよく確認し、不審な点があれば、きっぱり断りましょう。



消費者庁イラスト集より

架空・不当請求(ワンクリック詐欺)

アダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明示せず、利用者が安易に「18歳以上」「次へ」などをクリックすると「契約完了」「料金請求」などと表示が出て、高額な利用料金を請求されることがあります。「誤操作の場合はこちら」などの表示に、慌てて連絡してしまうと、自分の個人情報を教えてしまうことになり、悪用されるおそれがあります。



- ○請求画面が出ても、絶対に支払わないようにしましょう。 請求画面が消えない場合は、情報処理推進機構(IPA)の HP にあるワンクリック請求に関する注意 喚起を参考にしてください。
- 〇事業者からメールや電話が来ても、徹底的に無視しましょう。
- 〇事業者が訪問してきたい法的な措置が取られたいすることはあいません。

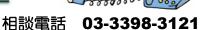
₩ 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センタ-

ホームページ

杉並区立消費者センター





SNS をきっかけとしたトラブル

SNS(ソーシャルネットワークサービス)とは、新たな友人関係を広げる場などを提供す るコミュニティ型ウェブサイトのことです。しかし、SNS を悪用して若者を誘い出し、高 額な商品・サービスを契約させるようなトラブルも起きています。



〇気軽に個人情報を公開しないようにしましょう。犯罪に巻き込まれることもあります。 OSNS 上では良い人に思えても、商品・サービスの勧誘や詐欺などの目的で近づいて来 ることがあります。知らない人からの誘いには安易に応じないようにしましょう。

インターネット取引のトラブル

インターネット取引は、実際に店舗に足を運ばずに商品を購入できるため、非常に便利で す。その一方で、「お金を振り込んだのに商品が届かず、相手と連絡が取れない」「届いた商 品が広告と異なるので返品したいができないと言われた」などのトラブルも寄せられていま व



〇手数料や送料、キャンセルなどの条件をよく確認してから注文しましょう。

O購入前に、 通信販売事業者の住所・電話番号・メールアドレス・責任者の名前など を確認し、画面を印刷するなど、必ず控えをとっておきましょう。

長期にわたるサービス契約のトラブル(エステ、語学教室など)

エステや語学教室などの長期に渡たる契約は、始めてみた ら思ったとおりではなかったり、急な引越しなどで利用でき なくなったりすることがあります。途中で解約すると、一定 の解約料金を支払う必要があり、トラブルになることがあり ます。また、事業者が倒産してしまうと支払ったお金はほと んど戻ってきません。



消費者庁イラスト集より



〇長期の契約は金額が高額になることも多いので、慎重に行いましょう。

O契約期間の途中で解約できるか、また、解約した場合の代金の精算方法な どについても確認しておきましょう。

第3弾186号に続く・・・

(参考 東京都消費生活総合センター)

₩ 杉並区役所 Consumer Center Information

ホームページ 杉並区立消費者センター

相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時~午後4時(平日) 杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3 階